

瀬戸市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第6号

瀬戸市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する規則（平成27年瀬戸市規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合）</p> <p>第3条 条例第3条の規則で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（<u>同法第104条第7項第2号</u>の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。</p>	<p>（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合）</p> <p>第3条 条例第3条の規則で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（<u>同法第104条第4項第2号</u>の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の瀬戸市職員の自己啓発等休業及び修学部分休

業に関する規則第3条に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下この規則において「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第97条に規定する大学院の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。